⑰

学会誌記事作成の流れおよび校閲の留意点

日本原子力学会編集委員会

学会誌に掲載する記事は，「⑧記事提案書」（学会HPに記載）は編集委員会で審議し，採用されたものについて記事原稿の執筆を依頼する。

記事の内容については著者に責任があるが，記事提案書に基づいて執筆され編集委員会に提出された記事原稿について記事提案書の意図に合ったものであることを先ず記事提案者と編集長，副編集長が確認する。それに引き続き学会誌記事の一定のレベルを維持するため，クイックレビュー（QR）担当者によるQRと，記事原稿の校閲を担当する編集委員（以下，「校閲者」という）による校閲を行う。以下に記事作成の流れと校閲の留意点をまとめる。

１．記事の作成

・学会誌記事は主として編集委員会が企画する。記事を企画した編集委員（以下，「記事提案者」という）は記事提案書の作成に際し，記事提案者の意図が執筆者に明確に伝わるように充分配慮する。また，記事提案者は必要に応じ執筆者と意思疎通を図る。

・学会事務局から執筆者に記事原稿執筆を依頼するときは記事提案書を添付する。

・執筆者は，記事提案書の内容に基づいて記事を執筆し，学会事務局に提出する。

・記事原稿が届いたら，学会事務局は「⑬A 学会誌原稿執筆者へのお願い」の「⑬B 学会誌記事原稿の執筆者確認表」に必要事項が記入されて添付されていることを確認する。確認表が添付されていない場合は，執筆者に提出を依頼する。

・学会事務局は，提出された記事原稿を編集長，副編集長，記事提案者に送付する。

・また，提出された原稿が依頼の主旨に合った記事であるか否かなどを確認するために，クイックレビュー（QR）を行う。QR の手順や内容については⑱で定める。

・学会事務局は，QR を経て受理「可」となった記事原稿を校閲者に送付し校閲を依頼する。

２．記事の校閲

・学会事務局は校閲者に上記「１．記事の作成」のプロセスを経た記事原稿と「⑭日本原子力学会誌記事原稿への校閲コメントと執筆者の確認（表)」(以下,「校閲コメント」という）を送付する。「１．記事の作成」で，編集長，副編集長，記事提案者から校閲者への申し送り事項があれば，この際，合わせて送付する。

・校閲者は記事提案書および下記「４．校閲の留意点」を参考に校閲をおこなう。校閲結果はQR 担当者の確認を経て校閲コメントにまとめ学会事務局へ送付する。

・学会事務局は校閲コメントを執筆者に送付し，見直し，修正を経た記事原稿および対応結果を記入した校閲コメントの再提出を求める。

・学会事務局は，再提出された記事原稿と校閲コメントを校閲者と QR 担当者に送付し，執筆者の対応結果の確認を依頼する。なお，編集長，副編集長，記事提案者から校閲者への申し送り事項があれば，並行して申し送り事項提出者に確認を依頼する。

・校閲者と校閲申し送り事項提出者が了承したものを最終原稿とし印刷へ廻す。

３．投稿記事原稿の扱い

・一般会員が学会誌記事を投稿する場合，投稿者は投稿前に「⑧記事提案書」に投稿の趣旨，要点を記入し,編集委員会へ提出する。記事提案書の提出がない投稿記事原稿は受理しない。

・編集委員会で承認された記事提案書について，学会事務局は記事原稿の執筆を依頼する。

・投稿者は承認された記事提案書に沿った記事原稿を執筆して編集委員会へ提出する。

・学会事務局は「１．記事の作成」の編集委員会企画の記事原稿と同様に,「⑬B 学会誌記事原稿の執筆者確認表」の確認をおこなう。

・上記プロセスを経た投稿記事原稿は原則として編集長が，学会誌に掲載するにふさわしい記事か否かのみチェックし，了承されたものを上記「２.記事の校閲」のルートにのせる。

４．校閲の留意点

校閲者は,「２．記事の校閲」および下記「校閲の留意点」を参考に記事の内容を確認し，校閲コメントを提出する。

（1）全般：

① 学会の方針・目的に一致しているか

② 法律的または倫理的に問題ないか

③ 宣伝の意図が強すぎないか

④ 片寄った先入観にとらわれ，独断的に記述していないか

⑤ 自説を主張しているだけでその主張を裏付ける根拠が乏しいことはないか

⑥ 著作権に触れるおそれのある記述や図表写真の利用をしていないか，また写真中の人物に写真(肖像権)使用の同意を得ているか

⑦ 記事種別は適切か，規定のページ数（字数）内に入るか

（2）内容：

①「学会としての高いレベルを保ちつつ」専門分野の異なる会員が分かるように表現されているか

② 会員が広く求めている情報か（これから原子力に携わろうとしている会員に役立つ情報か）

③ 読者に役立つ情報か（読者範囲が極端に限られないか）

④ 時宜に合ったものか

⑤ 専門的に成りすぎていないか

⑥ 「⑯投稿記事の採否に関する判断基準」に抵触していないか

⑦ 内容で気になる点はないか

（3）記事の書き方：

① 記事原稿として，誤字，脱字などの校正，内容の矛盾や表現の誤り，事実関係の誤りなどがないか

② 専門分野の異なる会員が読んで分かるような表現になっているか

③ 表現が著しく不適切なため，校閲が困難なことはないか

④ 一読して内容が把握できる読みやすい文面か

⑤ 一般には知られていない専門用語を使っていないか，その場合専門用語は分かるように説明されているか

⑥ 書き方で気になる点はないか

（註 1）記事提案書の審議結果については約 1 か月で学会事務局よりお知らせいたします。

（註 2）掲載否の場合，留意点のうち該当事由の番号をお知らせしますが，それ以上の説明は致しません。

以上

（改定 2010 年 6 月 4 日）
（改定 2012 年 6 月 1 日）
（改定 2017 年 6 月 6 日）
（改定 2023 年 1 月 17 日）
（改定 2025 年 5 月 13 日）